

熊本県農業近代化資金融通措置要項

第1 趣旨及び定義

1 趣旨

本資金は、経営意欲と能力がある農業を営む者（単なる生産者ではない経営者）等に対し、農業経営の展開を図るために必要な資金であって農業協同組合系統融資機関をはじめとする民間融資機関が貸し付ける資金について、県が融資機関の行う資金の融通に対し利子補給の措置を講ずることにより、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資することを目的とする。

2 定義

この要項において「農業近代化資金」（以下「近代化資金」という。）とは、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に定める資金であって、第2に基づき融通される資金をいう。

第2 近代化資金の貸付条件について

1 貸付対象者

近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者（以下「農業者」という。）であって次に掲げる者

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

(イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者

(ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上額の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては1,000万円以上）であること。

(イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

(ウ) 個人の農業者であつて、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

- (エ) 簿記記帳を行っていること。(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。)
- エ 原則として5年以内に、アの(ア)となる計画を有する農業を営む法人(経営開始後決算を2期終えていない者に限る。以下「農業参入法人」という。)
- オ アの(ア)、イ及びウの経営(法人の場合を除く。)の経営主以外の農業者(家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。)
- カ 次に掲げる農業者(以下「集落営農組織等」という。)
- (ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの(以下「集落営農組織」という。)
- a 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること。
- (a) 事項
- ① 団体の目的
 - ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
 - ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
 - ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法
- (b) 基準
- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
 - ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
 - ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。
- b 一元的に経理を行っていること。
- c 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。
- d 農用地の利用の集積の目標を定めていること。
- e 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。
- ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。
- (イ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者(当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。)
- キ 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからオまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、カの(ア)のaに定める事項及び基準に従った規約を有しているもの
- (2) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
- ア 法令違反や不祥事がないこと。
- イ 国及び都道府県の行政検査並びに存続中央会(農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第10条に規定する存続中央会をいう。以下同じ。)又は会計監査人による監査で重大な指摘を受けていないこと。

- ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。
 - エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。
(これらの事業を行っていない農業協同組合においては、この限りでない。)
 - オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。(信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。)
 - カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。
 - キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。
- (3) 農業協同組合連合会であって(2)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの
- (4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの
- ア 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。)
 - イ 存続中央会
 - ウ 農業共済組合及び農業共済組合連合会
 - エ 土地改良区及び土地改良区連合
 - オ たばこ耕作組合
 - カ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業(以下「農業振興事業」という。)を主たる事業として行う事業協同組合(農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。)及び事業協同組合連合会(農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。)
 - キ 農住組合(農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。)
 - ク 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては、基本財産の額の過半を拠出しているもの(以下「農業振興一般社団法人等」という。)
- なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号。以下「令」という。)第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。
- ケ 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権(地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、

会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。) の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの

コ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの (1) のオ及びカに該当するものを除く。)

(ア) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法

(イ) 基準

- ① 代表者の選任の手続きを明らかにしていること。
- ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

近代化資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せて行う農業協同組合連合会
- (3) 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 10 号の事業を行う農業協同組合連合会
- (4) 農林中央金庫
- (5) 銀行
- (6) 株式会社商工組合中央金庫
- (7) 信用金庫、信用金庫連合会
- (8) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 181 号) 第 9 条の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を併せ行う協同組合連合会

3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

- (1) 1 の(1)に掲げる者に対する貸付け
 - ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金 (農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)
 - イ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金 (認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。以下「果樹等植栽育成資金」という。)
 - ウ 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金 (以下「家畜購入育成資金」という。)
 - エ 事業費 1,800 万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資

金（以下「小土地改良資金」という。）

オ 農業経営規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（(ウ)から(キ)までに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限る、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。）

(ア) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地にしようとする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

(イ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。）

(ウ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

(エ) 品種の転換を行うのに必要な資金

(オ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

(カ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

(キ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

(ア) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この場合の給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽、これらと一体的な配水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内配水管及びこれと直接接続するものに限る。）であつて、1の(1)に掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

(イ) 次の a 又は b に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

a 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年 3 月 31 日法律第 15 号）第 2 条の過疎地域、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村の地域の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

(a) 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

- (b) その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。
 - (c) 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。
 - (d) 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。
- b a の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合
- (ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に必要な資金
この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めていなければならないものとする。
なお、内水面養殖施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、あらかじめ水産担当部局の意見を徴するものとする。
- (2) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付け
- ア (1)のアからエまで及びカの(ウ)に掲げる資金
 - イ 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に必要な資金（以下「農村環境整備資金」という。）
診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

- (1) 1の(1)に規定する農業者のうち、次の各号に掲げる農業者に対する貸付けにあつては、2億円
 - ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人
 - イ アに掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を次の(ア)から(ク)までにより勘案し、特に必要と認めて承認したもの
 - (ア) 酪農経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。
 - (イ) 肉用牛経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。
 - (ウ) 養豚経営（肥育）にあつては、その常時飼養する頭数が120頭以上であること。
 - (エ) 養豚経営（繁殖）にあつては、その常時飼養する頭数が40頭以上であること。
 - (オ) 養鶏経営（採卵）にあつては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上であること。
 - (カ) 養鶏経営（採肉）にあつては、その常時飼養する羽数が5,000羽以上であること。
 - (キ) 果樹園経営にあつては、その経営する樹園地の面積が1ヘクタール以上であること。

と。

(ク) 施設園芸経営にあつては、その経営する施設園芸の施設の実面積が 10 アール以上であること。

ウ 1 の(1)のカ及びキに掲げる農業を営む任意団体

(2) 1 の(1)のエの農業参入法人に対する貸付にあつては、1 億 5,000 万円

(3) 1 の(1)に掲げる者で前項以外のものに対する貸付けにあつては、1,800 万円

(4) 1 の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付けにあつては、15 億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）

5 採択基準

農業近代化資金の貸付けにあつては、別表 1 に示す採択基準及び以下の基準を満たすものを対象とする。

(1) 農業近代化資金関係法令その他通知等により定められた事項に違反していないこと。

(2) 国、県又は市町村行政の諸施策、又はその地域の農業発展の方向にそつていること。

(3) 借入者の経営規模からみて、当該事業計画及び借入金の額は、過剰でなく適切な効果が期待されるものであること。

(4) 他に適当な資金がなく、農業近代化資金の対象となることが必要なものであること。

(5) 貸付けの実行が円滑に行われるものであること。

(6) その他関係法令等に違反していないこと。

(7) 一件当たりの貸付最低限度額は原則として 30 万円とし、1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

6 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 111 条の規定に基づき、同法政令（政令 132 号）第 3 条第 1 項に規定する者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ 3 年間延長するものとする。（ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間に貸し付けられるものに限る。）

		認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画(農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。)に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合		農業協同組合等	
		償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原則		15	7	15	3	17	5	15	3
例外	果樹等植栽育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—	7
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	—	10	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	—	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	小土地改良資金を含む場合	—	—	—	—	18	—	—	—

(注)

- (1) 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。
- (2) 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。
- (3) 農業協同組合等とは、本要項第2の1の(2)から(4)までに掲げる者をいう。
- (4) 令第2条ただし書において、2以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金についての償還期限は、貸付資金の種類に係る同条の表の期限又は期間のうち最も長いものとされているが、この場合において元金均等償還によるときは、その償還期限は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。

7 償還方法及び償還期日

- (1) 償還方法については、各年元金均等償還とし、償還金額は千円単位とする。ただし、千円未満の端数を生じたときは当初償還額に加えるものとする。
 なお、償還途中で繰上償還や早期償還等を行った場合には、県の承認を受けたうえで、次回以降の約定額につき融資残高を約定残回数で割り直しても差し支えないものとする。
- (2) 償還期日の取扱いについては、農業信用基金協会による保証業務の円滑な運用及び農業近代化資金の貸付事務手続の簡素化を推進するという見地から毎年1月20日とする。

8 貸付利率

近代化資金の貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号(法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件)によるものとする。

9 融資率

- (1) 近代化資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、やむを得ないと知事が認めたときは100分の90以内とする。

- (2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画に則して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等（第 2 の 3 の (1) のカの (ア) 及び (イ) に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1) にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額（農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知）、同要綱による廃止前の認定農業者育成推進資金融通措置要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 農経 A 第 321 号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 357 号農林水産事務次官依命通知）に定める資金の貸付残高を通算するものとする。第 2 の 10 の (2) において同じ。）が、個人にあっては 1,800 万円、法人にあっては 3,600 万円に達するまでに限り、適用するものとする。

- (3) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合（第 2 の 3 のカの (ア) 及び (イ) に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1) にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が 3,600 万円に達するまでに限り、適用するものとする。

10 利子補給

- (1) 県は、本要項に基づき融通される近代化資金に対する利子補給を行うものとし、必要な事項は別に定める。

- (2) 認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等については、認定農業者等の借入金利負担を軽減するため、実際に認定農業者等が負担することとなる近代化資金の貸付利率の水準を償還期限に応じ、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 4 に定める農業経営基盤強化資金の貸付利率の水準に引き下げるのに必要な額を認定農業者等に対して行う助成については、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成事業実施要綱」という。）及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知。以下「東日本大震災利子助成事業実施要綱」という。）に定めるところによる。

なお、この助成は、貸付額が、個人にあっては 1,800 万円、法人にあっては 3,600 万円に達するまでに限り、適用するものとする。

- (3) (2) に定めるもののほか、第 2 の 8 に規定する貸付利率を 0 % に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を 2.0 % 引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に

対して行う助成については、利子助成事業実施要綱、東日本大震災利子助成事業実施要綱及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成 20 年 10 月 16 日付け 20 経営第 4079 号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第3 その他

1 補助金との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、第 2 の 9 の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。
- (2) 近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

2 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第 2 条第 3 項に規定する近代化資金の貸付を受けて共同利用に供する施設、家屋及び機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が 2 分の 1 を超える場合にあっては 2 分の 1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 11 条第 11 項及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）附則第 7 条第 14 項第 1 号）

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 1 号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1 台又は 1 基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が 330 万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度間に限り当該機械及び装置の価格の 2 分の 1 の額とすることとされている。（地方税法第 349 条の 3 第 4 項、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 52 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 11 条）

ただし、平成 16 年 4 月 1 日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成 17 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 16 年 3 月 31 日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が 290 万円以上（平成 14 年 3 月 31 日以前に取得されたものにあつては 260 万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 108 号）附則第 4 条第 4 項）

(3) 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないとされている。（地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号、地方税法施行令第 56 条の 28 及び地方税法施行規則第 24 条の 4）

3 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第 2 の 2 に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）別表第 1 第 1 号の課税物件の物件名の欄 3 に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成 23 年 3 月 11 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 47 条及び同法政令（政令第 112 号）第 37 条第 1 項第 6 号及び第 2 項第 7 号）

4 本要項によるもののほか、近代化資金の融通に関する細部について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は平成 13 年 5 月 21 日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前に改正前の熊本県農業近代化資金融通措置要項の規定に基づいて貸付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

この要項は平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は平成 15 年 3 月 18 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は平成 15 年 5 月 13 日から施行し、平成 15 年 5 月 6 日から適用する。

附 則

この要項は平成 16 年 5 月 18 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は平成 16 年 8 月 13 日から施行し、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は平成 17 年 8 月 8 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は平成 18 年 5 月 22 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は平成 19 年 5 月 23 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は平成 19 年 6 月 18 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は平成 20 年 5 月 12 日から施行し、平成 20 年 4 月 16 日から適用する。

附 則

この要項は平成 20 年 6 月 6 日から施行し、平成 20 年 5 月 7 日から適用する。

附 則

この要項は平成 20 年 10 月 14 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は平成 20 年 11 月 6 日から施行し、平成 20 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 20 年 12 月 19 日から施行し、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 21 年 5 月 7 日から施行し、平成 21 年 4 月 20 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 21 年 6 月 18 日から施行し、平成 21 年 6 月 15 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 22 年 6 月 16 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 23 年 5 月 20 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 23 年 6 月 28 日から施行し、平成 23 年 5 月 2 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 5 月 31 日から施行し、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 24 年 9 月 12 日から施行し、平成 24 年 6 月 8 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 25 年 6 月 21 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 25 年 9 月 18 日から施行し、平成 25 年 6 月 8 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 25 年 11 月 26 日から施行し、平成 25 年 9 月 15 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 26 年 3 月 21 日から施行し、平成 25 年 11 月 11 日から適用する。

附 則

1 この要項は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要項の適用の日（以下「適用日」という。）前に利子補給承認が行われた農業近代化資金及び適用日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「改正法」という。）附則第 8 条第 1 項に規定する旧就農促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた者（改正法附則第 8 条第 3 項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して適用日以後に利子補給承認が行われる農業近代化資金についての改正後のこの要項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成 27 年 6 月 19 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 28 年 5 月 31 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 12 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。